



宮崎県公報

平成23年9月8日(木曜日) 第2318号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

	頁
告 示	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 1	
○廃川敷地等の公示……………(河川課) 1	
○都市計画の変更……………(都市計画課) 1	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛸・鱺・敷鱒課) 1	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(5件)…(商業支援課) 2	
○県営土地改良事業に係る不換地の指定……………(農村整備課) 4	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 5	
○落札者等の公告(2件)…………… 7	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 7	
労働委員会告示	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 履歴等の公示…………… 8	
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表 (2件)…………… 8	
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解 散の届出…………… 9	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………10	
正 誤	
○平成23年7月6日付け県公報(号外第60号)中……………11	

告 示

宮崎県告示第761号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ひむか薬局恒久店	宮崎市	薬局	平成23年9月1日
マリーズ薬局柳丸	宮崎市	薬局	平成23年9月1日
ドラッグストアモリモト調剤薬局	宮崎市	薬局	平成23年9月1日
カイ薬局一ヶ岡店	延岡市	薬局	平成23年9月1日
さいと薬局	西都市	薬局	平成23年9月1日
ニチケアセンター神宮訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	平成23年9月1日

宮崎県告示第762号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県西都市土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称
二級河川一ツ瀬川水系山路川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年9月8日
- 廃川敷地等の位置
西都市大字三宅字島廻7298番4
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 37.44㎡

宮崎県告示第763号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称
田野都市計画道路 3・5・1号 北桜寺町線
- 都市計画を変更した土地の区域
 - 追加した部分
宮崎市田野町字白砂坂上の一部
 - 削除した部分
宮崎市田野町字白砂坂上の一部

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請があった。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年8月29日	特定非営利活動法人まんなさくの会	阿部 知之	宮崎市佐土原町上田島 111 98番地 1	この法人は、介護を必要とする高齢者及びその家族が、安心して心豊かな生活を送れるよう、良心的な質の高い介護を提供するとともに、地域社会の様々な人々が、それぞれの持てる能力を発揮し、介護を必要とする高齢者と家族を支援することで、それらの人々もまた心豊かになれるような相互援助の考えに基づいた事業を行い、高齢者福祉、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスティバルマート学園木花台
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
宮崎市橋通西四丁目2番30号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 植松石油商事株式会社 代表取締役 植松孝一
(変更後) 植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸博司
東京都板橋区板橋三丁目9番7号

(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸一弥
東京都板橋区板橋三丁目9番7号

- 4 変更の年月日
 - (1) 平成16年9月7日（植松商事株式会社社名変更）
 - (2) 平成22年5月8日（マックスバリュ九州株式会社代表者変更）
平成23年2月21日（株式会社キャンドゥ代表者変更）
- 5 変更した理由
建物設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成23年8月19日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成23年9月8日から平成24年1月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成23年9月8日から平成24年1月10日まで
- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ 田野店
宮崎市田野町字西ノ原2956-3 外2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社B. PLANNING
熊本県熊本市安政町1番2号
- 3 変更した事項

<p>(1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ぐらし館田野店 (変更後) マックスバリュ田野店</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社暮らしの館 代表取締役 前田武徳 熊本県熊本市本荘三丁目3番3号 (変更後) 株式会社B. PLANNING 代表取締役 馬場英治 熊本県熊本市安政町1番2号</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 (変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>4 変更の年月日 (1) 平成23年8月19日 (2) 平成22年6月30日 (3) 平成22年5月8日</p> <p>5 変更した理由 大規模小売店舗の名称、建物設置者及び小売業者の代表者及び住所変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年8月19日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成23年9月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ綾店 東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 JA三井リース株式会社 代表取締役 安田義則 東京都品川区東五反田二丁目10番2号</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ぐらし館綾店 (変更後) マックスバリュ綾店 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 (変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>4 変更の年月日 (1) 平成23年8月19日 (2) 平成22年5月8日</p> <p>5 変更した理由 大規模小売店舗の名称変更及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年8月19日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成23年9月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>
--	---

<p>マックスバリュ宮崎駅東店 宮崎市大和町9番2 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子 宮崎市大和町26番地</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 (変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 中島邦宏 宮崎市阿岐原町請田2528番地</p> <p>4 変更の年月日 平成22年5月8日(マックスバリュ九州株式会社代表者変更) 平成17年4月27日(中島邦宏入店)</p> <p>5 変更した理由 小売業者の代表者変更及び小売業者入店のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年8月29日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成23年9月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ宮崎駅東店 宮崎市大和町9番2 外</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子 宮崎市大和町26番地</p> <p>3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前) 建物北側 (No.1) 81㎡ (変更後) 建物北側 (No.1) 81㎡ 建物南側 (No.2) 50㎡ 合計 131㎡ (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 荷さばき施設 (No.1) 午前6時～午後10時 (変更後) 荷さばき施設 (No.1) 午前6時～午後10時 荷さばき施設 (No.2) 午前6時～午後10時</p> <p>4 変更する年月日 平成24年4月30日</p> <p>5 変更する理由 営業施策のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年8月29日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成23年9月8日から平成24年1月10日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、江田山崎地区県営土地改良事業(宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地計画において、次の従前の土地を、換地を定めない土地として指定した。</p> <p>平成23年9月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>換地を定めない土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>用途</th> <th>地積 (平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎市</td> <td>阿波岐原町</td> <td>中須</td> <td>497</td> <td>田</td> <td>田</td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 (平方メートル)	宮崎市	阿波岐原町	中須	497	田	田	515
市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 (平方メートル)									
宮崎市	阿波岐原町	中須	497	田	田	515									

宮崎市	阿波岐原町	中須	498-1	畑	畑	181	宮崎市	阿波岐原町	先切	783	田	田	872
〃	〃	〃	498-2	〃	〃	247	〃	〃	〃	837	〃	〃	505
〃	〃	〃	555	〃	〃	128	〃	〃	〃	838	畑	畑	52
〃	〃	〃	583	〃	〃	333	〃	〃	乙名 無田	788	〃	〃	343
〃	〃	〃	605	〃	〃	347	〃	〃	〃	795	〃	〃	152
〃	〃	先切	512-1	田	田	555	〃	〃	堤添	854	田	田	330
〃	〃	〃	514-1	〃	〃	809	〃	〃	〃	855	〃	〃	135
〃	〃	〃	562	〃	〃	634	〃	〃	〃	856	〃	〃	320
〃	〃	〃	698-1	〃	〃	416	〃	〃	〃	860	〃	〃	687
〃	〃	〃	706-3	〃	〃	92	〃	〃	〃	862	〃	〃	674
〃	〃	〃	708	〃	〃	760	〃	〃	〃	871	〃	〃	337
〃	〃	〃	709	〃	〃	244	〃	〃	〃	985	〃	〃	337
〃	〃	〃	710・7 20	〃	〃	436	〃	〃	〃	1003	畑	〃	26
〃	〃	〃	711	〃	〃	684	〃	〃	丹宝	1165-3	田	〃	59
〃	〃	〃	712	〃	〃	1408	〃	〃	〃	1165-4	〃	〃	39
〃	〃	〃	718	畑	〃	601	〃	〃	〃	1256-イ	畑	〃	158
〃	〃	〃	719	田	〃	727	〃	〃	〃	1256-ロ	田	〃	59
〃	〃	〃	721	〃	〃	608	〃	〃	〃	1257	畑	〃	386
〃	〃	〃	722	畑	畑	254	〃	山崎町	志牟 田	1225	〃	畑	135
〃	〃	〃	723	〃	〃	185	〃	〃	〃	1228	〃	〃	102
〃	〃	〃	724	〃	〃	264	〃	〃	〃	1233	〃	〃	135
〃	〃	〃	767	〃	〃	152	〃	〃	〃	1240・12 41	〃	〃	350
〃	〃	〃	768	〃	〃	92	〃	〃	〃	1244	〃	〃	175
〃	〃	〃	770	〃	〃	991	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	775-イ	〃	〃	79	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	779	田	田	876	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第1365号	弘田建設(株)	松山 絃一	宮崎県都城 市都北町60 20	一般	大工工事業	平成23年7月 27日付けで廃 業した旨の届	平成23年7月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1450号	河野建設(株)	河野 實夫	宮崎県日南 市大堂津2 -16-9	一般	管工事業	平成23年7月 29日〃	平成23年7月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第761号	新名建設	新名 斌光	宮崎県児湯 郡川南町大 字平田4991 -5	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年7月 26日〃	平成23年7月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第3865号	(有)新地建設	新地 和廣	宮崎県西諸 郡高平原町 大字浦牟田 5627	一般	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成23年7月 14日〃	平成23年7月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4914号	牧野工務店	古谷 孝幸	宮崎県延岡 市鯛名町3 15	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年7月 27日〃	平成23年7月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6356号	好建設	黒木 好	宮崎県児湯 郡都農町大 字川北2148 -1	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年7月 20日〃	平成23年7月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第7672号	吉村海事(有)	吉村 兵輔	宮崎県日南 市油津3- 5-2	一般	土木工事業、しゅんせつ工事業	平成23年7月 11日〃	平成23年7月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第7930号	(有)東産業	東 文夫	宮崎県小林 市野尻町東 麓5191	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成23年7月 7日〃	平成23年7月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第8364号	西デン設	西 淳一	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町三田井51 35-4	一般	電気工事業	平成23年7月 28日〃	平成23年7月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第8365号	牧野建設	牧野 光義	宮崎県延岡 市昭和町3 -36	一般	建築工事業	平成23年7月 5日〃	平成23年7月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第8386号	(有)日東工業	日高 利文	宮崎県東諸 郡国富町大 字嵐田16 04-2	一般	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、塗装工事業	平成23年7月 20日〃	平成23年7月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第9116号	西原電気設備	西原 慶一	宮崎県小林 市野尻町東 麓3443	一般	電気工事業	平成23年7月 21日〃	平成23年7月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第10777号	(有)ヤカタ	伊藤 清春	宮崎県延岡 市北川町川 内名9915- 2	一般	土木工事業	平成23年7月 25日〃	平成23年7月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第12313号	菊池鉄工	菊池 憲康	宮崎県宮崎 市桜ヶ丘町 8-11-1	一般	鋼構造物工事業	平成23年7月 20日〃	平成23年7月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第12378号	アトリ(株)	林 知子	宮崎県宮崎 市青葉町5	一般	建築工事業	平成23年7月 20日〃	平成23年7月20日 (全廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
ヘリコプターテレビ伝送等システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成23年7月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社 宮崎支店
宮崎市広島2丁目5番10号
- 5 落札金額
172,116,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成23年6月9日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
宮崎県警察総合指揮室映像システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社九州支社
福岡市中央区天神2丁目12番1号
- 5 落札金額
25,181,100円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成23年6月30日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年9月8日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成23年11月7日(月)から同月11日(金)まで	15名

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
- (2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
4号警備業務	平成23年9月26日(月)から同年10月5日(木)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

- (ア) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (イ) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し
- (オ) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第3号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公表する。

平成23年9月8日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成23年8月22日現在)

氏名	履歴及び現職	委嘱日
石田一雄	県労働委員会事務局調整審査課課長補佐	平22. 4. 2
江上仁訓	県労働委員会事務局長	平23. 4. 4
江藤洋行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平23. 8. 22
大久保貴司	県労働委員会労働者委員 自治労宮崎県本部執行委員長	平23. 8. 22

小河原正嗣	県労働委員会使用者委員 王子製紙(株)日南工場事務部長	平23. 8. 22
金丸憲史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平23. 8. 22
上玉利正利	県労働委員会事務局調整審査課長	平21. 4. 2
木下清隆	県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟宮崎県支部顧問	平23. 8. 22
倉掛正志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平23. 8. 22
篠田良廣	県商工観光労働部労働政策課長	平22. 4. 2
末藤孝憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業(株)顧問	平23. 8. 22
高橋隆也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	平23. 8. 22
辰元圭子	県労働委員会使用者委員 (株)信愛会副理事長	平23. 8. 22
中原健次	県労働委員会公益委員 元宮崎県参事	平23. 8. 22
中別府 岨 治	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議事務局長	平23. 8. 22
日野直彦	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
宮田行雄	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
山崎真一朗	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
横山節夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	平23. 8. 22

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以降における政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成23年9月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
川越重行後援会	野 崎 敏 男	岩 城 孝	宮崎市田野町乙2751
元気なえびのを創る会	松 坂 昭 二	星 指 政 満	えびの市大字西長江浦1753番地 2
國盟政経塾	米 原 紘 一	水 崎 和 子	宮崎市大字芳士1024-15
藤井八十夫後援会	愛 甲 昭 彦	藤 井 夫 佐 子	都城市甲斐元町10-37
前田公友後援会	前 田 公 友	前 田 宣 弘	都城市山之口町山之口2895
またのみつお後援会	股 野 満 男	橋 口 岩 男	日向市美々津町 413番地
松坂昭二後援会	小野田 耕之助	星 指 政 満	えびの市大字西長江浦1753番地 2
みやざき志民会議	峯 均	由 利 幸 子	宮崎市波島 1 丁目 4 - 15
由利英治後援会	鈴 木 良 平	由 利 幸 子	宮崎市波島 1 - 4 - 15
吉野学を育てる会 学富会	矢 野 尚	関 谷 修 造	東諸県郡国富町大字本庄4582- 1

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 2 項の規定により、平成22年 4 月 1 日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成23年 9 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

政治資金規正法第17条第 2 項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
一意会	児 玉 忠	児 玉 忠	延岡市北浦町三川内3939

宮崎県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 9 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県 都城市第六支部	内 村 仁 子	内 村 一 夫	都城市志比田町4789	平成23年 7 月28日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮崎を元気にする会	米 良 充 典	倉 掛 正 志	宮崎市橋通東 1 丁目 8 番11号	平成23年 7 月 1 日
都農町新生クラブ	吉 井 光 政	熊 谷 恵 美 子	児湯郡都農町大字川北 10926	平成23年 7 月 7 日
新しい都農をつくる会	田 尻 徳 明	河 野 登 美 子	児湯郡都農町大字川北4954	平成23年 7 月12日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党諸塚村支部	会 計 責 任 者	黒 木 聖 士	甲 斐 良 太	平成23年7月12日
自由民主党宮崎県遺族会支部	会 計 責 任 者	竹 田 與 志 子	貴 島 満 州 子	平成23年7月15日
自由民主党新富町支部	主たる事務所の所在地	児湯郡新富町大字日置51 60-1	児湯郡新富町大字新田 1 7079	平成23年7月26日
	代 表 者	長 瀬 博	三 浦 千 尋	

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
宮崎県農民連盟	代 表 者	森 永 利 幸	羽 田 正 治	平成23年7月20日
とりがい謙二後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市新別府町前浜1401 - 105	宮崎市吉村町西田甲 680 - 3	平成23年7月28日

3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党東郷支部	小 野 三千樹	寺 原 昌 平	日向市東郷町山陰 708	平成23年7月12日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
本田和夫後援会	本 田 繁	児 玉 一 男	都城市下川東 1 - 2 - 3	平成23年7月1日
向中野正光後援会	向中野 正 光	向中野 正 光	北諸県郡三股町大字樺山3093-2	平成23年7月19日
こばた利春後援会	平 川 六 夫	桑水流 峯 一	小林市東方3934	平成23年7月20日

宮崎県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年9月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 自由民主党東郷支部

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	147,159円
ア 前年繰越額	62,937円
イ 本年收入額	84,222円
(2) 支出総額	94,376円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	34,200円
	34人
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	50,000円
(ア) 自由民主党宮崎県支部連合会	50,000円
カ その他の収入	22円
合 計	84,222円
(2) 支出の内訳	

ア 経常経費	7,400円
(ニ) 事務所費	7,400円
イ 政治活動費	86,976円
(ア) 組織活動費	86,976円
合 計	94,376円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	54,586円
ア 前年繰越額	52,783円
イ 本年收入額	1,803円
(2) 支出総額	54,586円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	1,800円
	2人
カ その他の収入	3円
合 計	1,803円
(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	54,586円
(ア) 組織活動費	54,586円
合 計	54,586円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 本田和夫後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	75,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	75,000円
(2) 支出総額	75,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	75,000円
	150人
合 計	75,000円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	24,308円
イ 政治活動費	50,692円
イ (イ) 光熱水費	6,758円
イ (ウ) 備品・消耗品費	8,300円
イ (エ) 事務所費	9,250円
イ (ア) 組織活動費	5,850円
イ (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	42,200円
イ b 宣伝事業費	33,800円
イ d その他の事業費	8,400円
イ (カ) その他の経費	2,642円
合 計	75,000円

政治団体の名称 向中野正光後援会

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 こばた利春後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	12,299円
ア 前年繰越額	12,294円
イ 本年収入額	5円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	5円
ア (ア) 利子	5円
合 計	5円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	12,299円
ア 前年繰越額	12,299円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

平成23年7月6日付け県公報(号外第60号)中

ページ	誤	正
6	年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
6	提出してください。	提出してください。

正

誤

--	--